

近代民主政治本質論序説

——服従のしかたとしてのデモクラシー——

大江健

- 一、デモクラシー本質觀の兩極と本稿の課題
- 二、「少數支配の原則」(minority rule)とデモクラシーの神話
- 三、少數支配の制御体制としてのデモクラシー
- 四、近代デモクラシーの本質的機能と服従のしかた
- 五、服従の行動様式に於ける「同意型」と「同調型」
- 六、同意型服従のエトス的基礎

—

世上にいわゆる「デモクラシー」(democracy, Demokratie)の本質を見究めようとするに當つては、まず、觀念態としてのデモクラシーと、事實過程としてのデモクラシーとの辨別が必要である。なぜなら、現實の社會・文化事象としてのデモクラシーは、人間の生活環境——社會心理學でいう「地理的環境」(geographical environment)に

對する「行動的環境」(behavioural environment)⁽⁶⁾——を構成しているものが一般にそうであるように、なかならず、政治上の事物、事件についてとりわけ顯著に認められるであろうように、「觀念的なるもの」(Das Ideale)と、「事實的なるもの」(Das Faktische)との複合態^{コムプレックス}として存在しているからであり、デモクラシーの本質は、その兩者のからみ合い、かかわり合う、そのあり方においてこそ見定められようからである。

ひとくちにデモクラシーとよばれる事が、のそした存在構造のゆえに、この對象を理解・把握しようとするさいの人びとの關心が、主としてその觀念態の側面に向けられるか、それとも事實過程的側面に重きがおかれるかによつて、全く相異なるデモクラシーの本質觀が成立することとなる。すなわち、その一方の極には、「主權在民」の建前にとづき、「多數決」ならびに「代表」の原理・制度をもつてするところの、「自由」かつ「平等」な人民の自己統治 (self government) の政治体制としてのデモクラシー觀が成立し、他の極には、少數支配者のための、少數支配者による、欺瞞的な大衆支配手段のシステムとしてのデモクラシー觀が成り立つであろう。前者の見方なりに名づけて、觀念もしくは理念本位のデモクラシー觀とよぶなら、後者は、さしずめ事實本位のデモクラシー觀である。いまこの二つの見方をもつて、「デモクラシー本質觀の兩極」とすれば、この兩極間には、一見して分明なとりの甚だしい懸隔が存するのみならず、つきつめれば、そこには、「當爲」(Das Sein Sollende)と「存在」(Das Seiende)、「權利問題」(quaestio juris)と「事實問題」(quaestio facti)との異質的對立・矛盾・背馳の關係が介在し、そのことがこの兩極分解を惹き起さしめる有力な契機となつてゐることに氣づくのである。この觀點からすれば、兩極の一は、「當爲としてのデモクラシー」を考え、他は、「存在としてのデモクラシー」を見てゐるものといえよう。兩者の見解の内容上の著しい相異・懸隔は、窮極において、かかる關心方向の質的・原理的な相異にもとづいており、デモクラシー本質論の諸困難も、主としてこの點に根ざしてゐるのである。もとより、本稿にあつ

ては、この點に關しても、前述のごとく、略言すれば Sein と Sollen とのかかわり合う特定のあり方にデモクラシーの本質を見ようとするものなのであるが、それはともあれ、ここに上記兩極間の共通點を明らかにしておかねばならぬ。

兩極間の甚だしい懸隔と背馳にもかかわらず、これら二つの觀方の間に明確に認められる共通點は、デモクラシーをもつて何らか特定の政治のしかた、というよりは、統治のしかた、ヨリいつそう端的にいえば、支配のしかたとしてとらえようとする傾向・態度であり、方法である。すなわち、前者は、デモクラシーをば、その固有の語義どおり、人民の支配デモス クラトス、もしくは、多數支配と解し、後者は、そのような理解のしかたそのものをもふくめて、要するに、デモクラシーとは、巧妙に仕組まれた少數支配の方法にほかならぬとみるのである。

ところで、科學の仕事は、何よりも事實と論理に即して、現實を觀察し、眞實を解明することにある。しかるに、政治的現實は、上述のように、「事實と觀念との相關過程」であつて、しかも、そこにおける兩要素間の背馳が甚だしければ甚だしいほど、事態は「政治的なるもの」(Das Politische)を濃化するという事情にある(3)。したがつて、サイエンス・オブ・ポリティクス政治の科學としての政治學は、G・ザロモンの強調するように、まずもつて、「イデオロギーに關する理論

として、(現實の)假面を剥ぎ、(ひとびとの)幻想を曝露する作用」(カッホ内筆者)を營むことを通じて、「啓蒙」(Aufklaerung)をば、その重要な現實的任務とするものである(4)。政治學のこうした立場からみれば、上の二つのデモクラシー觀については、後者の觀方のほうが、前者に比してヨリ科學的であるといいうるであらう。この觀方からすれば、前者の觀方にしたがつて、デモクラシーを「多數支配」(majority rule)とよぶことは、「少數支配」(minority rule)の「實」を蔽う「名」、もしくは、いわゆる「イデオロギー」にほかならぬ。「國民代表」とか、人民の自己統治セルフ・ガヴァンメント、つまり、「支配と服従の自同アイデンティテイ性」(5)、あるいはまた、「主權在民」という觀念についても同然で

ある。

ザロモンが指摘している「政治的イデオロギーの半宗教的世界における偶像・迷信・魔術の現存⁽⁵⁾」ということは、古今東西を問わない。むしろ、文明の高度化にもなつて、ヨリいつそう深刻な事態が現出し、その規模を拡大しつつあるといえる。かつてのわが國のいわゆる超國家主義^{ウルトラナショナルリズム}や、ナチス・ドイツのファッシズムのイデオロギーについてはいろいろおよばず、コムニニズムの社會でも、デモクラシーの國でも、「よく検討してみれば、神話や、タブーや、迷信や、呪術や、ことばの魔術は、原始社會と同じように依然として政治を支配している」⁽⁶⁾のみか、いわゆる「大衆社會」(mass society)⁽⁷⁾の擴大にもなう思想の標語化や、マス・コミュニケーション・ミディアの發達による社會環境のイメージ(＝地圖)工作の容易化等の事情により、政治技術の魔術性は、いつそう、強化され、擴大されつつあるのである。⁽⁸⁾ いまこの點に立ち入つて論ずる餘裕はないが、差當り、前記の「主權在民」⁽⁹⁾とか、「多數決」⁽¹⁰⁾とか、「國民代表」⁽¹¹⁾とか、あるいは「デモクラシー」ということばそのものをとつてみるならば、これらは、大衆心理、ないし國民の政治意識の平面において、まさしく、「現代で權威と名分のある言葉」の最たるものであろうが、それでは、「これらの言葉で事實、何が意味されているかと赤裸に透見すると、實は迷信と神話と呪術と大差のないことが多い」⁽¹²⁾のに一驚を喫するのである。

これら各事項については、すでに諸家のすぐれた研究があり、いちいち詳細な論證を重ねることは、もとより本稿の任務ではない。ここでは、極言すれば、現代においてもなお、政治は、魔術の別名⁽¹³⁾とすらよびうる本質的契機を有することに注意を喚起するとともに、本稿の課題とするところが、單に、「デモクラシーの神話」、もしくは、「デモクラシーの魔術」の現實曝露にあるのではなくして、「當爲としてのデモクラシー」を實現し、達成するのに、ヨリ有効・適切なデモクラシーの本質觀、あるいは、その概念の仕方を、あたらかぎり事實に即して探求し、發見する

こと、つまり、ことばの正当な意味における「啓蒙」の手段、そのいとぐちを見出そうとするにあることを意味しうれば足るのである。

しかしながら、そのような企圖をもつてなされる本稿の記述を理解し易からしめるために、あらかじめ、主題に對する筆者の基本的な考え方を、ここにいま少しく具体的に明らかならしめておくことは、あながち無用のわざではあるまい。

私見によれば、デモクラシー本質觀の兩極としてあげた前記の二見解は、いずれも現實の實踐的・黨派的立場からすればそれぞれ有用であり、ことに後者の見解は、「デモクラシーの現實」の主要な一面を的確にとらえ得ている點において、科學的な正しさをもふくんでいるが、「デモクラシーの理想」を實現するための嚮導概念としては、明らかに不適當であり、前者はもとより科學性を缺如して、ともに適切な見解とは考えられない。俗ないいかたをすれば、やはり、眞理は兩極の間にあると思われる。すなわち、前者は、人民の自主・自律的なはたらきの可能性を前提し、これを強調^{ペトローネ}しようとしているかぎりにおいては正しいが、即物的な現實認識に缺けている。後者は、客觀的な現實分析の點で優れているが、人民の能動性を全く看却している點で不完全である。やはり、デモクラシーとは、「人民のための・人民による・人民の政治」*“the government of the people, by the people, for the people”*でなければならぬ。しかし、その「人民による政治」の政治とは何かが問題考察の第一點であり、またその人民によるとは如何なる意味であるかが問われねばならぬ。前記の二見解をはじめとして、デモクラシーの本質に關し、學界・思想界の内外に行われている諸見解の躡づきの素因は、この政治をもつて、支配と同視する一般の傾向にある。

しかるに、政治もしくは統治 (government) は、支配と服従とが相俟つところに成立しうるのであつて、服従な

くして支配や統治が成り立ちうるはずはあり得ない。しかして、人民、もしくは國民とは、ひつきよう、少數者によつて支配され、統治され、服従せしめられる多數者である。多數の「民」が支配するなどということは、本來、語義的にも成り立ち得ないことであるが、およそ政治社會 (political society) の根本理法に反した幻想^{イリュージョン}——ただ後述するとき意味合いにおいて有意義な幻想——にほかならない。しかし、多數人民は、支配することはできないにせよ、政治を行うことはできる。すなわち、特定の服従の仕方を通じて、少數治者の支配の仕方を有効に^{コントロール}制御し、政治あるいは統治のあり方をば、よかれあしかれ、多かれ少なかれ、左右することができるのである。されば、デモクラシーを、「人民による政治」とよぶさいの政治とは、何よりもまず、特定の服従のしかたでなければならぬであろう。そうして、また、人民による政治とは、多數人民の特定の服従のしかたによる・少數治者の支配の^{コントロール}制御を意味するものでなければならぬであろう。ひとくちに言えば、「人民による政治」とは、多數被治者人民の特定の服従のしかたによる^{コントロール}制御を受けて營まれる少數者の支配にほかならぬ。デモクラシーの本領と名づくべきものは、何よりもまず、かかる人民の特定の「服従のしかた」と、それにもとづく「少數者支配制御」の有効確實化の機能に存するのである。このことは、ひいては、「人民のための政治」をもたらし、政治權力、もしくは國家主權の強化と擴充を達成するものであつて、そこに、「デモクラシーの本質的機能」が認められることは後述のごとくであるが、そのような、いわば、「機能としてのデモクラシー」をば成立せしめ、達成せしめる「デモクラシーの本質的契機」は、依然、被治者人民の特定の服従のしかたに、とりわけ、その服従のエトス (Ethos) 的契機に求めるほかはない。

かくて、デモクラシーの本質は、總じて、人民の自己支配の機能、ないし方法でもなく、また、他方、少數者が多數者を支配するカラクリでもなくして、少數治者に對する多數被治者人民の自主・自律的な服従の方法と態度と

に求められねばならぬ。一言にしていえば、「服従のしかたとしてのデモクラシー」を考えることが、「人民のため
の・人民による・人民の政治」の發達に、このさい最も肝要なことと思われ、あえてこの稿を起す次第である。⁽¹¹⁾

- (1) 民主主義・民主政治・民主制・民本主義・衆民政等と譯され、それぞれ理由をもっているが、本稿のばあい、表題をのぞいては單に「デモクラシー」とした。但し、表題にも示されているように、語本來の意味合いにもとづく政治的概念としてである。なお、特に記さないかぎり、「近代デモクラシー」ないし現代のデモクラシーを指稱しているものと諒解された。
- (2) Be.に對する Be.の概念については、例えば、Kurt Lewin: A Dynamic Theory of Personality, 1935. あるいは、相良守治氏、行動と生活環境、昭和十七年、等參照。
- (3) 拙論、コトバの魔術と政治の任務、帶廣畜産大學學術報告等一卷第三號。および、所謂「公明選舉」運動における名と實、同上學術報告同卷第四號。
- (4) Gottfried Salomon: Allgemeine Staatslehre, 1931. S. 175.
- (5) Salomon, a. a. O.
- (6) 矢部貞治博士、政治學入門、五四頁。
- (7) 清水幾太郎教授、社會心理學、參照。
- (8) 丸山眞男教授、政治學、「社會科學入門」所收。および、上掲拙論、コトバの魔術と政治學の任務。
- (9) 矢部博士、前掲書、同頁。
- (10) 元來、「政治」なる語自体・魔術、もしくは呪術との不可分關係を示す。往古の「政」とは「マツリゴト」、「治」は「治水」の義であつて、いずれも迷信的信仰にもとづく超自然的・呪術的な儀式によつて行われたものである。
- (11) 本來、事物の「本質」を論ずることは、嚴密・正確な意味での「科學」の仕事ではないであらう。本稿は、デモクラシーの理想なり、價值なりを、一應前提したうえで、その實現の方策として、デモクラシーをばいかに見ることが適切であるかを考察するという意味において、この「本質論」は、いわば、その「本質」——くだいていえば、本來の性質——において、いわゆる「政策學」もしくは、「政策論」的考察である。

およそ人民なるものは、一單位として自主的、かつ継続的に行動するという意味において統治することはできない。⁽¹⁾ 統治は、⁽²⁾じねて、⁽³⁾ガヴァンメント、政府と名づけられる組織された少数者 (an organized minority) の仕事であり、支配 (rule, die Herrschaft) もまた必⁽⁴⁾ず社会における少数者集團 (the minority group) による機能であつた。ラスキも、「社会生活の特徴は、少数者の意志への多数者の思慮なき服従である」ことを指摘して、歴史上の國家がじねに示してきた「比較的少数者に對する多数者の服従」という事實を、「驚愕すべき現象」(The Striking Phenomenon)と呼んでゐる。⁽⁵⁾ あるいはまた、F・ウィーザーによれば、「『少数者の法則』(Das Gesetz der kleinen Zahl) は、歴史がわれわれに解答を求めている最も不思議な問題である。これは、すべての大問題がそうであるように、長い間、問題にすらされぬという運命を擔つてきた。」⁽⁶⁾とさえいわれる。

まことに、歴史上のあらゆる政治社会に最も普遍的に見出される基本的事實は、ほかならぬ「少数者の支配」(Minority Rule) に對する「多数者の服従」(Majority's Subordination) ということである。これこそは、およそあらゆる政治社会 (political society or association) に必然的な「権力の組織化」(die Organisierung der Macht) ⁽⁷⁾ともなう固有法則的現象であつて、もとより、デモクラシーの政治社会といえども、また、いわゆるプロレタリア獨裁の社会主義國家といえども、この傾向法則からのがれることはできない。學者は、この法則を名づけて、「寡頭政治の鐵則」(das eherner Gesetz der Oligarchie) と呼び⁽⁸⁾、(R・ミヘルス)「少数者原理」(Prinzip der kleinen Zahl) と稱する (M・ウェーバー)。本稿においては、最も簡明に、「Minority Rule」なる語をもつて、如上の事柄をさすあらわしたいとおもう。「マイノリティ・ルール」とは、まず、「少数の支配」を意味し、また、「少数の原則」をあ

わせ意味する。約めていえば、「少数支配の原則」である。しかし、特筆すべきは、この原則は、政治社會の擴大にともない、益々顯著に、自己を貫徹しゆく底のものだということである。政治社會における底邊の擴がり、と頂點の高まりとの併行という、史上、到る處に認められる現象——しかも、後述のごとく、いわゆる近代デモクラシーの政治社會において、特有の形態をもつていつそうダイナミックに發現する現象——が、この見解を裏づけているとおもう。

ところで、わがくに現代のデモクラシーにおける最大の「神話」(political myth) もしくは迷信、したがつてまた「魔術」(word magic, Magie des Wortes) は、いわゆる“majority rule”のそれであろう。「マジョリテイール」とは、通常一般に、「多数決」の原則もしくは制度と、「多数の支配」とをあわせ意味する語であるが、これにあつては、「多数決」の制度は、とりもなおさず、「多数支配」——すなわち、デモス(demos, 多数人民)のクラトス(kratos, 権力、支配)、つまり、デモクラシー——を現實に保障する手段と考えられ、むしろ、「多数決」の行われるところ、「多数支配」あり、デモクラシーとは、ひつきよう、「多数決」の謂にほかならぬとすら思い込まれているかのごとくである。しかし、「多数決原理」もしくは「多数決制度」の採用は、決して、原則として(as the rule)、「多数支配」なる一般的事實(rule)をもたらしはてはしないのである。この問題に關しては、著名なJ・ブライスの實證的研究以來、前記ミヘルスその他によりすでに論證しつくされた觀があり、また、われわれの日常の經驗に徴するも分明な事がらと信するので、説明を省略するが、たとえば、多数決制による多数支配ということが、いわば、その都度的には、實現可能であるとしても、近代國家の複雑、かつ老大な政治・行政上の諸問題をば理解し、必要の度毎に、國民投票の制度を通じて、政策の決定と、その遂行の指導・監督に當たるといふような能力や餘裕は、到底、一般國民のよくももちうるところではない。本段冒頭の命題の意味するところも、じつはこの點に存する。

しからば、いわゆる「國民代表制」の機能的意味如何。多様に分化せる國民意思の立体的統合をはかる「代表」(Representation)の原理こそは、右の困難を解決すべき近代デモクラシーの寶刀ではなかつたか。⁽¹⁰⁾ たしかに、近代デモクラシーを古典古代のいわゆる直接デモクラシーからわかつ機構上の主特徴は、ほかならぬ「代表」の制度にある。しかしながら、ひつきようするに、「意志は決して代表せしめ得ないものである。意志は、その意志自体であるか、然らざれば別個の意志である。……それ故に、代議士たちは、人民の代表者でもなければ、代表たることのできないのである。」と説くルソーのことばには、疑うことのできぬ正しさが認められるのである。

すでに二十年前、宮澤俊義教授によつて鋭く分析されたように、⁽¹¹⁾「人が國民の代表者と呼ぶところの者と國民との間には實定法的には何らの關係がない。」もともと、選舉民なるものも國民全体からみればその一部にすぎず、しかもかれらといえども、ひとたび議員を選舉してしまえば、あとは議員との關係において他の選舉權をもたない人びとと異なるところはないのである。しかして、國民一般と議會との間には、議會の行動をもつて、國民全体を代表する行爲と認定するに足る意志の結合ないし連絡は、決して一般的に實在しているものではない。その意味で、「イギリス人は、自分たちを自由な國民だと思つてゐるが、じつは大變な思いちがいをおかしているのだ。かれらが自由なのは、議員選舉の際のみにすぎない。選舉がすんでしまえば、かれらはとるにも足らぬ奴隸になつてしまふのだ。」(傍點筆者)と喝破したルソーのことばは、⁽¹²⁾こんなにちなお名言たるを失わぬであらう。

およそ、人が眞に「自由」でありうるのは、かれみずから自己を支配しうるかぎりにおいてであらう。⁽¹³⁾ 政治的諸關係におけるばあい、ことにしかりである。「服従こそすれ、自分自身の意志にのみ服従し、何ら他の意志に服従しない者は、政治的には自由である。」⁽¹⁴⁾したがつて、いわゆる代議制によらず、直接の國民投票により、國政の運営がなされるならば、國民の政治的自由は達せられるであらう。しかし、現實において、その不可能なことは前記のごとく

であり、また、たとえそれが行われ得たにせよ、國民が自由でありうるのは、じつは、「敗北した少数者の側に投票せず、勝利をえた多数の側に投票したときに限られる」⁽¹⁵⁾のである。されば、デモクラシーの本質的メルクマール主要標識を、「自由」(liberty, freedom, die Freiheit)に求めるにもせよ、⁽¹⁶⁾その自由をば、「國民の自治——self-government」と解するかぎり、デモクラシーは存在せず、かつ存在することあたわず、といいうるであらう。

觀念態としてのデモクラシーの最主要契機は、國民一般の通念において、「主權在民」もしくは、「國民主權」ということばで表現される理念イデーないしイデオロギーであらう。ところで、「主權」(sovereignty, die Souveränität)とは、元來、高度にポレミッシュな政治性をもつ歴史的概念であつて、したがつてすこぶる多義的な性格の語であるが、いまかりに宮澤教授の説にしたがい、「國家の政治のあり方を最終的にきめる力」を意味する語と解する(17)なら、⁽¹⁸⁾そのような主權の所在は、ときとして財閥とか軍閥とかの一部有力者たちであつたり、あるいは外國の政治家たちであつたり、または國際的獨占金融資本の少数支配者たちであつたりして、「國民主權」とは云い條、事實上(de facto)主權が國民に存しないばあいのいくらでもありうることは、かつて戦後の憲法改正に關し、宮澤教授との間に交された「國民主權論争」において、尾高朝雄教授も確認しておられるとありである。⁽¹⁹⁾したがつて、「事實としての主權」の所在に關するかぎり、「主權在民」なる在來の觀念は、「眞赤な嘘か、うわべだけの飾りか、せいぜいのところ法的なフィクションにすぎない」⁽²⁰⁾と結論されざるを得ないのであつて、この點は、H・ケルゼンによつても、つとに、「國民主權の學説は、たとえいかに洗練せられ、聖化せられても、ひつきようトローテムの假面にすぎない。」と喝破せられたのであつた。⁽²¹⁾ことをかえていえば、*quaestio facti*としてみたばあひ、「國民主權」とは、純然たるイデオロギー(Ideologie)もしくはウトローピー(Utopie)にほかならぬ。⁽²²⁾このことは、明確に「科學としての政治學」を志向しつつある政治學上の主權概念についてみるばあひ、當然のこととしてヨリいつそう明瞭とな

るであろう。倒えば、丸山眞男教授の見解にもとづいて、主権とは、こんにち、最高度に組織化された物理的強制手段（警察・軍隊）を、いわば最後の切札（ultima ratio）として合法的に獨占することによつて、國家という社會集團が社會諸集團間の紛争（conflict）に對してもつところの最後の解決能力である、というふうに理解するなら、このような意味の「主権」を、げんに掌握し、運用している者は、國民社會（national community）における一部少数者であつて、不特定多數人たる一般國民ではあり得ないこと明白である。

また、もし、主権在民とは、國の政治のあり方が民意にもとづいていふことを意味するものとし、總じて、民意にもとづく政治のあり方をば、デモクラシーと稱するならば、史上、かつてデモクラシーならざる政治はなかつたといふることとならう。なぜなら、いかなる政府（もしくは政治權力）といえども、被治者人民の明示もしくは暗黙の承認が得られなければ、政府（もしくは政治權力）として存立し、機能することは、到底、できない道理であるからである。政府もしくは權力の存立を根本的に制約し、條件づけているこのような社會心理的基礎事實に關しては、周知のように、つとにD・ヒュームによつて、「政府はただ人民の意見のうえにのみ基礎づけられる。この格率は、最も自由かつ民主的デモクラチック・ガヴァメントな政府に妥當すると同時に、最も専制かつ軍事的な政府にも適用される。」と説かれ、その表現が啓蒙的・合理主義的に傾いている點はともかくとして、事が、それ自体はきわめて的確に洞察され、道破せられたのであつた。かくて、政治のあり方が民意にもとづくといふこと、そののみをもつて「主権在民」と解し、そこにデモクラシーの「存在」を認めようとするならば、それは全く無意味なしわざとなりおわらざるを得ないのである。

以上、觀念態もしくは理念形態としてのデモクラシーの主要契機につき、實相解明の簡潔なメスが加えられた。これによつてもわかるように、ひとくちにいつて、デモクラシーの觀念と實態、その名と實とのあいだには、著し

い背馳が存在する。いま點檢したところを約言すれば、政治社會の基本原則は、「マイノリティ・ルール」であつて、「多數決制による多數支配の原則」という意味での「マジョリティ・ルール」は、せいぜいウトーピアか、しからざれば迷信にすぎない。「國民代表」といふ、「國民主權」というも、何らその「コトバ」に相當する「事實」をともなわぬ單なる「名目」、あるいは「建前」にすぎぬという點において同然であつて、政治社會における事實隱蔽の現實機能を營むかぎり、またひとしくイデオロギーたることを免れぬということなのである。事理すでにかくのごとく分明とすれば、「言葉の固有の意味におけるデモクラシーは、未だかつて存在しなかつたし、將來も存在し得ないであろう。多數者が統治し、少數者が統治せられるなどということは、そもそも自然の秩序 (ordre naturel) に反する。」といつたルソーのことは⁽²⁰⁾の正しさも、もはや、容易に理解されるところであらう。

- (1) 同註、例えば H. J. Laski: A Grammar of Politics, 4ed, 1937, p. 91.
- (2) 近代政治社會における「統治」と「支配」の分離については、例えば、丸山教授、政治の世界、二八頁以下参照。
- (3) Laski: op. cit., p. 18-21.
- (4) Friedrich Wieser: Das Gesetz der Macht, 1926, S. 1.
- (5) 丸山教授、上掲書、四三頁以下。あるうはまた、矢部貞治博士、政治學入門、五六—六〇頁。
- (6) Robert Michels: Zur Soziologie des Parteiwesens, 1915, Kap. II.
- (7) James Bryce: Modern Democracies, 1920. 松山武氏邦譯、岩波文庫。
- (8) Michels: ibid.
- (9) Laski: a. a. O.
- (10) 矢部博士、政治學、二三一頁以下参照。
- (11) J. J. Rousseau: Contrat Social, 1762, 故平林初之輔教授邦譯、第三篇第十五章。
- (12) 宮澤教授、國民代表の概念、美濃部博士遺曆記念、公法學の諸問題、第二卷、六二頁、昭和九年。

- (13) 前掲書、同章。
- (14) Hans Kelsen: *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, II Aufl., Kap. I, 1929. 西島芳二氏譯、岩波文庫版、三〇頁。
- (15) Kelsen: a. a. O. 邦譯、三二頁。
- (16) このことは、アリストテレスの「ポリテイカ」以來の傳統的・古典的見解といえるが、筆者の見解といえども、つまるところ、その例外をなすものではない。
- (17) 堀豊彦教授、國家主權の絶對性、近代國家論〔第一部權力〕所收、三一四頁。宮澤教授、憲法大意、六一八頁。Seligman: *Encyclopaedia of the Social Science*, 關連項目參照。
- (18) 宮澤教授、國民主權と天皇制とについてのおぼえがき、國家學會雜誌、第六二卷第六號、五頁。および同教授、前掲書、六頁。
- (19) 尾高朝雄教授、事實としての主權と常爲としての主權、國家學會雜誌、第六四卷第四號。なお宮澤教授との「主權論争」の経緯についても該論文參照。
- (20) 尾高教授、前掲論文、一〇頁參照。
- (21) Kelsen: op. cit., 邦譯書、一一三頁。
- (22) Vgl., Karl Mannheim: *Ideologie und Utopie*, 1929.
- (23) 丸山眞男教授、科學としての政治學、人文、第二號、昭和二十二年、參照。
- (24) 丸山教授、前掲、政治の世界、一六頁參照。
- (25) 丸山教授、同上書、三二頁による。
- (26) Rousseau: *ibid.*, 前掲邦譯、第三篇第四章、九八頁。

政治社會の基本原則は、上述のように、「マイノリティ・ルール」である。R・マツキイヴァアもいうとおり、「多數者、もしくは人民は、決して支配することはない。——支配するという實際の仕事は、常に少數者の手中にある。」⁽¹⁾ しかれば、デモクラシーを、「マジョリティ・ルール」、もしくは「人民による統治」(Government by the People)、あるいは「主權在民」と説くことにいかなる現實的意味があるのであろうか。

社會通念としてのデモクラシーにしばしば見受けられるように、學者によつても、存在、もしくは事實過程としてのデモクラシーに對し、當爲としてのデモクラシーを考え、ひつきよう、デモクラシーとは、それを目ざして人びとが努力するところにある、——われわれが民主主義とよぶ所以も、またかかるデモクラシー本來の性質、つまりその本質にもとづく、というごとき論をなす者もなしとはせぬ。しかし、もし、デモクラシーが單なる當爲や永遠の理想にとどまるのであれば、そもそも「科學としての政治學」の對象とはなり得ないであろうし、當爲としてとらえるにせよ、人びとがいかなるしかたで實踐するのかが問われねばならぬ。政治の問題は、つねに現實効果を豫想し、前提して提起されるのであつて、何らの具体的手段も、特定の方法もたず、したがつて、何らの効果をも現實にもたらずことのないデモクラシーというがごときものは、道德的觀點からはともかく、政治的には無意味なること言うをまたないであらう。されば、本稿においては、あくまでも、事實および現實に即しつつ、まづもつて、方法および機能としてのデモクラシーを見究めねばならない。

上來、すでに關説し來つたように、如上の諸觀念は、まず重要なる一面において、「マイノリティ・ルール」の事實および眞理を隱蔽するイデオロギー的機能を果し、近代政治社會における既成權力の現状維持政策 (Policy of

「status quo」の手段としての現實的意味をもち得たのである。いいかえれば、これらは、近代民族國家における市民階級のための・市民階級による・大衆支配の觀念的・象徴的手段であつて、内實において、市民階級の少數支配、および、市民階級の利益代表ないし奉仕者たる政治家・官僚・軍人等による少數統治を可能ならしめるに役立つたのである。さきに、「デモクラシーの神話」といひ、「デモクラシーの魔術」と呼んだ所以も、ここに存する。これをば、近代デモクラシーのイデオロギー的主要機能とよぶならば、この點に關する認識は、K・マンハイムのいわゆる、思惟ないし知識の「存在被拘束性」(die Seinsgebundenheit des Denkens)⁽³⁾の事理にもとづき、勞働階級の立場よりするマルクシズム政治學徒の分析に最も辛辣なものがあろうと豫想されるのであるが、しかし、深淺厚薄の度合こそ異なれ、およそ經驗科學、もしくは實證科學としての政治學の研究に従事するすべての學徒に當然に共通するところであらう。

さわれ、いわゆる近代デモクラシーのイデオロギー的機能とは、單にこれのみのことからにとどまるものであらうか。そしてまた、デモクラシーとは、ひつきよう、「マイノリティ・ルール」の特定の方法、しかたたるにすぎないものなのであらうか。さきに、デモクラシー本質觀の一極としてあげた、「少數者のための・少數者による・欺瞞的な大衆支配手段のシステム」としてのデモクラシーを考へることが、眞理にいたる唯一の方途であるのか。答えは、明確に、「否」である。なぜならば、上記の「マジョリティ・ルール」なり、「人民による統治」なり、「主權在民」なり、いわゆるデモクラシーの觀念的・イデオロギー的諸契機そのものが、すでに、單なる「マイノリティ・ルール」の手段たるにとどまらずして、他面において、「マイノリティ・ルール」の制御手段(means for control of minority rule)となつており、しかして、このことは、なお、前述の「多數決制」なり、「國民代表制」、つまり「代議制」なり、いわゆるデモクラシーの制度的契機、もしくは、方法ないし機構としての、デモクラシーの基本的契

機についてみるならば、いつそう明らかとなることであろうからである。

もともと、「支配のしかたとしてのデモクラシー」發達の沿革に徴するも、デモクラシーは、まず何よりも、少数治者、ないし政府の統治活動に對する多數被治者人民の自發的服従を調達する方法であり、そのための仕組・機構であり、しかして制度であつた。このことは、こんにちの「多數決制」にもとづく「國民代表制」、すなわち「議會制」(parliamentalism)、あるいは「主權在民」を謳ふ、「權利章典」^(ビル・オブ・ライツ)を掲げる「立憲制」(constitutionalism)一般にあつても何ら異なるところはないのである。例えば、國民は、選舉した——ヨリ適切には、むしろ、選舉せしめられた——議員を代表とみなすことによつて、あるいは、むしろ、代表と思ひ込ましめられることによつて、議會における決定を、そのような手續・仕組がないばあいよりは、比較的自發的・能動的に承認し、支持せんとするであろう。少なくとも、その決定に對する服従を認容すべく納得せしめられやすいであろう。しかも、議會における決定なるものが、じつは、議會外における特定少數者の決定にほかならぬ事例は、決して乏しとはせぬのである。このことは、とりもなおさず、治者の利益志向の觀點からすれば、國民代表制——議會制が、被治者の自發的服従を獲得する方法であり、装置であることを意味するものであつて、直接デモクラシー^(ダイレクト)、あるいは、大衆デモクラシー(Massen-Demokratie)の方法的基礎をなす「人民投票」の制度についてみれば、事理、さらに明白なるものがあるであろう。

しかしながら、國民代表制の政治的機能は、單にそのみにとどまらず、同時に、他の重要な一面において、「少數者支配制御」の機能を營むことを通じて、「國民のための政治」(Government for the People)の實現に寄與するところがあり得たのである。すなわち、國民代表の制度は、少數者支配のあり方を、國民の福祉に即應せしむべくコントロールするための手段ないし方法、もしくは仕組としての役割をも營み得るのであり、じつ、營んで

もきたのである。「多數決」の制度にしても全く同然であり、いわゆる「三權分立」制や、法治主義 (Rule of Law) また立憲制そのものについても、同様の事情を確認しうるであろう。

こうした機能としての、デモクラシーにおける両面性は、デモクラシーの制度的契機についてのみならず、その觀念的契機についてもまた、同様に認められるところであつて、「國民代表」なり、「法治主義」なり、前記の「マジヨリテイ・ルール」とか、「人民による統治」、あるいは「主權在民」等の觀念は、實證科學の見地からは、ひつきょう、擬制 (Fiktion) にほかならず、その重要な一面において、少數者支配の事實をカモフラージュし、内實において「マイノリティ・ルール」を貫徹せしめる虚構的手段として機能していることをまたないが、しかも、他面において、そうした擬制的觀念が、少數者支配に對する被治者人民の制御手段としても機能しうること、および、多かれ少なかれ、少數支配制御ので、だてとして役立ち得てきた事實を看却し去ることはできない。なぜなら、デモクラシーの政治的本質は、かかる事實と觀念とのからみあいの上に立つデモクラシーの機能の二面性の明確な認識にたつてのみ、正しくとらえうるであろうからである。たとえば、「法律主權主義」 (Sovereignty of Law) なるとも表現される “Rule of Law” の觀念についてみれば、支配は何よりも人間の關係ヒューマン・リレーションであつて、人による人の支配しかあり得ないという根本的事理からするも、その虚構性は明瞭であり、例えば、「われわれは、現在もはや、自然人であろうと、法人であろうと、ともかく人間の支配のもとにあるのではなく、法規範という精神的な力のもとに任んでいる。」⁽⁵⁾と考えることは、デモクラシーの事實過程を忘れて觀念態にとられ、その虚構性に幻惑されたいひとつの幻想イリュージョンにほかならず、また、往々、「とにかく合法的手續によつて判定された法律としてある以上、これにしたがうのが法治主義國家の國民としての義務である」という類いの議論が一方的に通用しているように、「法の支配」もしくは「法治主義」なる觀念は、近代デモクラシーの政治社會における既存支配關係の温存・強化のイ

デオロギー的手段たる現實機能を營んではいるが、他面において、これが成立の由來から推すも、少數治者の專行をば抑止し、制御するための有力な建前、ないし口實として機能すること、またげんに機能しつつあることを否定することはできないであろう。

イギリス議會政治史上の一大人傑、ディスレイリイは、その著作中に登場する政治家の口をかりて、「正しい觀念は滅多にない。たとえあつたにしても誰も知らない。しかしわれわれ政治家は、言葉をもつて人民を支配する。」と記した⁽⁶⁾。たゞ、現實のデモクラシーは、効果ないし機能の觀點からするとき、まずもつてそうした老獪な政治家たちをチャムピオンとする少數階級の支配にとつて好都合なように、巧妙に工作され、仕組まれた觀念や、言葉によつてつづらられている。デモクラシーをば、この面においてとらえるとき、そこに、少數者による、大衆支配のイデオロギイ的手段のシステムとしてのデモクラシー觀が成り立つことになる。しかしながら、すでに考察したように、それら、少數者による大衆支配のイデオロギイ的諸手段のうちの基本的なものは、同時に、大衆の利益のために、少數者による支配を制御する手段としての役割をも果しうる性能をあわせもつていたのであつて、むしろ、そうした「少數支配の制御手段」として機能しうる觀念や言葉が、史上その例をみぬほど數多く公認され、權威を認められて存在するということが、そこに近代デモクラシーの第一の特徴があるとすらいえるであろう。

ともあれ、以上の考察によつて明らかかなように、デモクラシーの制度的および觀念的契機については、相互に對立し競合する二種の性能ないし機能がみとめられる。機能としてのデモクラシーにおける二面性ということの意味は、すでに明らかとなつたこととおもうが、デモクラシーの政治的本質は、何よりもかかる兩種の機能の併存とその競合、しかしてそのことを通じて、後述するとき政治的統合 (political integration) の可及的高度化がもたらされるという、すこぶる力動的な運動過程においてあるものとして把握されねばならない。しかもそのさい、かか

る兩機能の競合を實現し、「少數者による大衆の欺瞞的支配」に對する、「大衆による少數支配のコントロール」の優位をば、あたらかぎり確保し得て、もつて、國民のための強力政治を達成する主体的基本要素は何かといえば、それはつまるところ、國民大衆の政治的知性と自律的意志において他に求めることはできないであらう。何となればいかなる制度も觀念も、それを運用する主体を缺いては、何らの機能をも果し得ないこと、その手段としての性質から當然であり、しかして、一般に、政治社會における少數治者は、被治者大衆を欺瞞し、操縦し、支配する意志と能力とを有するに反し、「大衆は一般に受動的・消極的・惰性的な性質をもつもの」であつて、「政治問題を検討したり實踐したりする餘裕も關心も少な」く、したがつて、少數治者の支配・統治行動を有効にコントロールしうるだけの能力や意志は、決してつねに十分とはいへないからである。しかも、筆者從來の觀察からすれば、一般國民大衆の政治的志向・關心の根本的あり方は、みずから支配し統治せんとする方向にあるのではなくして、「爲政者によつて安んじて服従しうる状態におかれること」を期待し意欲するものとして特徴づけられる。ここに、近代デモクラシーにおいても、ともすれば、少數者による欺瞞的な大衆支配という機能が優越して、大衆による少數支配制御の機能が低調ならしめられる所以がある。しかし、國民自身の自覺と努力によつては、デモクラシーにおける少數支配制御の機能を高めることは、もとより不可能事ではない。されば、ひとくちにいつて、國民の自主的精神態度こそは、デモクラシーの本質的契機をなすものであるといえよう。

ところで、少數者支配の制御に役立ちうる如上の觀念的諸手段は、同じく前述のごとき制度的諸手段と補充し合つて存在している。そうして、それらは歴史的形成物として、ひとつのまとまりをもつた統体をなし、それ自身、一箇のシステムを形作つてゐる。このようにみると、デモクラシーとは、國民自身の自覺と努力によつては、「國民のための政治」の可及的實現が可能なように、——觀念的にも、制度的にも——仕組まれている政治の形態、い

な、そうしたしくみそのものであつて、約言すれば、デモクラシーとは、「國民のための・國民による・少數^{マイノリティ}支配」の制御手段のシステム」にほかならぬことが理解されるであらう。すなわち、さきに、「少數者のための・少數者による・欺瞞的な大衆支配手段のシステム」としてとらえられたところのものは、他面からすれば、かかる性質をもつ存在であり、そうして、かかる對立的二性質（ないし二機能）の競合・統一という點にこそ、デモクラシーの本質的性質が存するのである。

しかして、そのようなデモクラシーの本質的性質を成り立たしめ、維持し強化する・デモクラシーの本質的契機とよぶべきものこそ、ひとくちにいつて、國民の自主的精神態度であつたのである。これなくしては、「國民のための・國民による・少數支配の制御手段のシステム」も、たんなる手段・方法・仕組・装置たるにとどまつて、「方法としてのデモクラシー」においてはともかく、「機能としてのデモクラシー」は、ひとえに、「少數者による大衆の欺瞞的支配」を意味しおわるであらう。しかるときは、もとより、上述の、方法としてのデモクラシーにおける二性質、また、それが實現されたばあいにおける、デモクラシーの二機能間の競合と統一はあり得ようはずはない。デモクラシーの本質的性質は、かかる事理そのものが物語るところであつて、さればこそ、デモクラシーの本質的問題は、つきつめれば、必然に、被治者たる國民大衆のパスナリティー、もしくは、エトス (Ethos) の問題にたちいたるのである。

このような意味合いにおいて、デモクラシーの本質的契機の問題につき、その所在と性格をばいつそう明らかならしめること、ひらたくいつて、「近代デモクラシーの精神的基礎」の究明、ということが以下の論述の主たる目標となるのであるが、筆者はここに、かようなデモクラシーの本質的契機、もしくは精神的基礎をもふくむデモクラシー概念を指定しておきたいとおもう。このことは、前にも断つたように、本考察のよつて立つ政策學の見地⁽¹⁰⁾よりする

とき、いつそう有益と思考されるのである。

それは、ひとくちにいえば、デモクラシーを特定の「体制」としてとらえ、その体制の構成要素として國民のパスナリティーを含ませる方法である。すでに、筆者は、他の論文において、このような手段を考案して政治社會の變動過程の分析に資せんと試みたのであつたが、そのさいには、主として、いわゆる Feudalism や Absolutism に例をとり、政治社會における制度と、イデオロギーと、パスナリティーの國民的共通特徴との三者の構造的・機能的一致連關を意味する語として「体制」の概念を定立しようとしたのである⁽¹⁾。その後における研究の進行は、例えば、當該「政治社會」が「安定」せるばあいの「封建主義体制」や、「絶對主義体制」におけるような、如上三要素間の構造的・機能的、致連關が缺如せるばあいといえども、要するに、政治社會における前記三要素間の連關の事實と態様、その相互作用のありかたをば、ひろく「体制」とよびなすことに作業價値を認めつつあるが、さし當つては、本稿においてもまた、「少數支配制御」(Control of Minority Rule)の機能を營みうる制度と、イデオロギーと、パスナリティーの基本型との一貫したシステムをもつて、体制としてのデモクラシー概念を構成することとしたい。現今のわが國のごとき、体制論の見地からするも、まさに過渡期(a transitional stage)にある政治社會の「民主化」^{デモクラタイゼーション}とは、なによりもかかる意味における「民主主義体制」の確立を意味するものでなければならぬであらう。すなわち、われわれ日本國民に課せられた最も緊要な實踐的課題は、ほかならぬ「少數支配」^{マイノリテイール}の制御体制としてのデモクラシーの確立であり、なかんづく、そのパスナルな要因の創出、ないしエトス的契機の擴充・強化である。

(1) Robert McIver: The Web of Government, 1947, p. 149.

(2) 拙稿「政治行動の性格と原理——政治行動論序説——」、第三刷九頁以下参照。

(3) K・マンハイム、前掲書参照。

(4) しかるに、マリクシズム學徒による近代デモクラシーのイデオロギー的研究は、案に相違して比較的乏しいようである。おもうに、これは、下部構造を決定的に重視する唯物史觀の見地に由來するとともに、また、それをなすことは、支配階級の狡猾さのみならず大衆の愚味さをも曝露する結果となり、必ずしも戰術的に有利とはかぎらぬという實際的な理由にもよるのではなかるうか。

(5) Hans Krabbe: Die moderne Staatsidee, S. 81.

(6) J. Bryce: Modern Democracies, 前掲邦譯、八頁。

(7) 強力政治とは、強權政治と異なり、權力の直接的行使、およびその威嚇による心理的強制はこれを最小限度にとどめて、國民の積極的支持を調達し、それによつてバック・アップされつつ、公益實現のための政策を精力的に遂行する政治のしかたをいう。

(8) および(9) 矢部博士、政治學入門、五六―五七頁。

(10) 第一段、註(10)参照。

(11) 拙論、戦後日本の政治と教育に關する政治社會學的基本考察、帶廣齊産大學學術研究報告、第一卷第四號。

(12) この用語は、新たに、南博助教の創案に負う。同氏編著、人間の心理、一六七頁以下参照。

四

デモクラシーの要訣は服従のしかたにある。などなら、多數人民は、上述のように、支配し、統治することはできず、ひつきよう、治められ、服従する者なのであつて、かれら自身の欲するところも、みずから支配し統治することにはなくして、不平なく治めてもらうこと、安心して服従しうることにあるからである。しかし、かれらは、いかに治められることを欲するかをば、みずから決定し、その意向を表明することを通じて、よりよき服従の状態——被統治状態——をもたらすことはできるのである。しかして、いわゆる「市民生活」、もしくは「國民生活」とは、

政治的觀點からは、かかる意味における多數人民の被統治状態にほかならぬ。いま、これら多數被治者人民がいか
に治められることを欲するかをば、人民みずから決定し、その意向を表明するて、だて、やしく、み、およびその態度、
もしくは行動様式を一括して、ひらたく「服従のしかた」とよぶならば、かかる服従のしかたにおける進歩・改善
こそ、いわゆるデモクラシーの發達にほかならぬといえるであろう。さきに考察した多數決制にせよ、國民代表制
にせよ、あるいは「主權在民」等のイデオロギ―にせよ、それらは、被治者人民の服従意思の決定・表明に有効な
仕組・て、だて、たるかぎりにおいて、デモクラシーの發達に貢獻しうるのであり、また、「國民のための・國民による
政治」というのにしても、事情は同じであるが、科學的に、よりよき被統治状態（＝國民生活）をもたらしうる
ような國民自身の服従の、しかた、と解しなければ、全く無意味なコトバの遊戯となりおわるのである。

ところで、多數被治者による「いかに支配されることを欲するか」の決定と、その意思の表明は、もつとも端的
には、少數治者の支配、もしくは統治のしかたに對する同意と拒否、「Yes」と「No」との二者擇一的表示としてあ
らわされる。古來、人民は、洋の東西を問はず、せんじつめればこの二種の態度・行動の選擇を通じて、少數者支配
のあり方をコントロールし、政治のあり方を左右する勢力（Influence）をもち得たのであり、しかも、一般人民大
衆が支配、もしくは統治に對してなしようところは、ひつきようするに、これをいずることはできぬのである。

このことは、「人民による統治」を標榜する近代デモクラシーの政治社會といえども、前近代的政治社會と原理的
に何ら異なるところはない。その「人民による統治」とは、事實上（De Facto）、如上の意味における人民勢力の高
度化による少數統治以外の何物でもあり得ぬのであつて、人民みずから治者たることを意味するものではない。

にもかかわらず、近代デモクラシーの政治社會が前近代的政治社會から區別せられる所以のものは、ひとくちに
いえば、少數者支配マイリテイールに對する多數被治者人民の制御手段の特殊なシステムがこれに存するからであり、そのことに

よつて、上記の意味合いにおける人民勢力の高度化が制度的に保障されているためにほかならぬ。具体的にいえば、少数治者の支配・統治行動に對する多數被治者の同意もしくは拒否の表明、ないし批判や提議の開陳が、これにあつては、國民の權利として憲法により保障せられ、その權利行使の制度的しくみとして、例えば政黨や、議會や、國民投票があり、また、國民のそうした政治活動を正當化し、權威づける象徴的手段が、イデオロギーとして憲法のうえでもとのえられているという點である。少数治者に對する多數被治者の服従・制御のための手段^{ミッデル}、ないし方法として、このような特殊な仕組が形作られてあること、この點に、近代デモクラシーの政治社會を、とくに近代國家として歴史的に特質づける根據が見出されるのである。

もともと、近代デモクラシーは、近代民族國家、もしくは國民國家(nation state)なる政治社會の形成原理であり、そしてその社會体制であつた。この体制の樹立をまつてはじめて、この政治社會における「政治的、底邊」の擴がり、「政治的頂點」の高まりとがあわせ可能ならしめられたのである。「階級的次元における「政治的擴大」を推進しつつ、「民族」的次元における「政治的集中」を達成するという近代國家のはなれわざは、じつにデモクラシーそのものが擔つた歴史的役割であり、近代デモクラシー最大の政治機能はこの點に存する。デモクラシーが、近代國家の政治權力に國家主權の強化・擴大のための政策として採用せられ得た所以も、ことばをかえていえば、一方における人民の「自由」の擴散と、他方における政府の「權力」の集中という、久しく相反し矛盾しきたつた要請をば、統一的に解決する方途がここに見出されたがゆえであつた。すなわち、そのさい、デモクラシーとは、何よりも、政府ないし國家の統治權力を、被治者人民の自由な意志にもとづかしめるための方法であり、人民の自主・自律的な同意と支持、すなわち、その「自發的服従」をば調達するための仕組であつたのである。もとより、その方法なり、仕組なりがそうしたものとして意味をもちうるためには、被治者人民に政治的自由が保障されてあらぬ

ばならない。近代デモクラシーは、上述のように、それをば國民の權利として憲法によつて保障し、そのうえで、多數決制にもとづく國民代表制や國民投票制、あるいは政黨制や議會制のごとき被治者の自發的服従を調達する装置を設け、「國民主權」(sovereignty of the people)その他、被治者大衆の自發的服従を喚起しうるようなイデオロギー的手段に心理的装置をそなえているのである。

ところで、いま、こうした装置・仕組を一括して、「少數治者による多數被治者國民の自發的服従調達手段の特殊なシステム」とよぶならば、これは、そつくりそのまま、最前、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段の特殊なシステム」とよばれたものにほかならぬこと明瞭であろう。このことは、政治上のものごとの多くについて、大なり小なり認められるように、デモクラシーにもまた、いわば「盾の兩面」が存するということなのであるが、——そして、かかる矛盾・緊張をはらんだ性格こそ、まさに、デモクラシーの本質的性格なのであるが、それを明らかにしめるためにも、——問題は、この「兩面」がいかにかわりあつて、デモクラシーというひとつの「盾」をその本來あるべき姿において形作るのであるか、という點に存しよう。

私見によれば、その解答はすこぶる簡單である。つまり、デモクラシーが後者、すなわち、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段の特殊なシステム」として有効に機能するばあい、そこにもたらされるものは、略言すれば、「國民のための政治」である。いいかえれば、「國民により、國民のための政治」が達成されることとなるのである。そうして、「國民のための政治」を遂行する政治權力は、當然に、國民大衆の自發的服従を獲得し得て、鞏固な基礎にたつ強力な政府、ないし國民國家の形成・確立へと進むであらう。つぎに、デモクラシーが前者、すなわち、「少數治者による多數被治者國民の自發的服従調達手段の特殊なシステム」として有効に機能し得たばあい、そこにもたらされるのは、いうまでもなく「國家權力に主權の強化」であるが、しかしながら、かく機能しうるた

めには、やはり、「國民のための政治」が少数者側の讓歩によつて行われるか、少なくともやがて行われうるとの希望が國民によつて抱かれねばならない。しかし、結局、それを行わしめうるものは、一般に、後者、つまり「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段の特殊なシステム」に依據する「人民勢力の高度化」を措いて他に期待することはできないのである。それは、現在にいたるまで、古來、内外の史實が嚴肅に物語つてゐるところである。これを要するに、デモクラシーにあつては、その本來の機能を果さんがためには、まずもつて、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段」として機能することが肝要であり、これが行われ得て、「國民のための政治」がもたらされるにもなつて、はじめて、「少數者による多數被治者國民の自發的服從調達手段」としてもまた有効に機能し得、「國家主權の強化」がもたらされるものである。

およそかくのごときが、その本來あるべき姿におけるデモクラシーの「盾の兩面」の關係と考えられるのであるが、しかし、とくにわが國のごとき後進國 (a backward nation) の現實においては、その一面、つまり、「少數者による多數被治者國民の自發的服從調達手段のシステム」は、ともすれば、既説の「少數者による欺瞞的な大衆支配手段のシステム」たりやすく、そこに、他の一面、つまり、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段のシステム」としての機能との間に、激しい摩擦・競合が生起することとなる。しかし、このことは、近代デモクラシーの本質的性格に由來する必然的現象であつて、後進國のばあい、複雑な社會構成がその傾向をいつそう助長しているに過ぎぬ。この摩擦・競合を通して、「少數支配制御」が功を收め、「國民のための政治」を實現し、もつて、「自發的服從調達」が促進せしめられ、かくして、「國家權力の強化と安定」が達成せられること、かかる運動過程の實現にこそ、ほかならぬ近代デモクラシーの本質的機能が認められるのである。

しかしながら、いかに手段ないし方法としてのデモクラシーが完備したにせよ、單にそれのみでは、デモクラシ

一の本質的機能が發揮されるべきはずのものではない。なぜなら、政治社會の基本原則たる「少數者支配」^{マイノリティ・ドミナンス}の具体的なあり方に對して、多數被治者國民が同意もしくは拒否、イエスカノーかの態度を自主・自律的に決定し、表明することをしないならば、デモクラシーは、「少數者支配の制御手段」としてはもとより、「多數被治者の自發的服従の調達手段」としても機能し得ないこと當然明白であり、そこに、いわば、デモクラシーの「畫餅化」は必至だからである。ことばをかえていえば、少數治者の「權力」に對する多數被治者の「自由」——ひつきよう、精神的主体性——なきところ、デモクラシーは、舊態依然たる「マイノリティ・ルール」の形式的、ないし名目的な裝飾、もしくは、内容の伴わぬ看板にとどまるのである。わが國の場合に即していうなら、もし一般國民が、なお封建主義的氣風や、家父長制的絶對主義下の臣民的メンタリティーに泥み、治者の忌違に觸れることを懼れ、その親心に頼つてひたすら恭順 (Pietät) をのみ心がけたり、「政治的無關心」^{ポリテイカル・アパスシー}の態度・氣風に埋没しているかぎりにおいては、民意による權力のコントロールが利かぬため、權力の作用は、「國民のための政治」となり難く、したがつて、ここに見出される服従もまた、依然として盲目的ないし慣習的・もしくはたかだか功利的服従にすぎず、デモクラシーにとつて肝要な自主・自律的服従、あるいは積極的・能動的服従たり得ないことを通じて、「權力の經濟」(economics of power) ⁽³⁾も促進せられ難く、同様に、權力の社會心理によるその強化・擴充も達せられ得ず、つまるところ、「手段もしくは方法としてのデモクラシー」は現存するにもかかわらず、「機能としてのデモクラシー」はほとんど見るべきものなしという情況を呈することになるのである。「デモクラシーの畫餅化」とは、まさにかかる事態をさしていうにほかならない。それというのも、ひつきようするに、國民における精神的主体性の缺如のしからしむるところであつて、前段において、ひとくちに、「國民の自主的精神態度こそは、デモクラシーの本質的契機をなすもの」と述べたのも、また如上の一般的事理の洞察を豫想し、前提していたからでもあつたのである。

統治原理としてのデモクラシーは、ひとくちに、「合意による統治」(Government by Consent)⁽⁴²⁾としてあらわされうるであろう。いいかえれば、統治のしかたとしてのデモクラシーは、何よりもまず、「被治者の合意」(the Consent of the Governed)⁽⁴³⁾に基づく統治でなければならぬ。ヨリ嚴格にいうなら、その「合意」⁽⁴⁴⁾は、ヨリ積極的な意味の「同意」(Consent & Assertion)である。すなわち、あくまでも自由な、自主・自律的なしかたで行われる多数被治者國民の同意が、デモクラシー成立のもつとも基本的な要素なのである。——ここにデモクラシーの要素とは、それなくしてはデモクラシーとはいい得ないものというほどの意味であるが、被治者の同意こそ、そのもつとも基本的なものであるというのである。——しかりとすれば、論理上、當然に、デモクラシーの成否の鍵をにぎる者は、少数治者ではなくして、多数被治者たる國民にほかならぬこと明白であろう。(——この意味からすれば、いわゆるデモクラシー國家における主権者は、まさしく被治者たる多数人民以外の何者でもあり得ないのである。)(45)もとより、支配もしくは統治の民主主義的規範原理は、「民意の尊重」にあり、議會の同意や、世論の支持を得て國政の運営に當たるといふにある。しかし、民意尊重の少数統治のみではデモクラシーは決して成り立ち得るものではないのであつて、何といおうと、自主的同意による多数被治者の自律的服従が不可欠の要素である。これを獲得・調達するための前者であつて、その逆ではあり得ない。まして、爲政者が親心をもつて肚を太くし、下々の言分を聞いてやるというような態度や方法がとられることそれ自体は、いかなる意味においてもデモクラシーではなく、強いていえば、擬似・あるいは似而非デモクラシーとでもよびうるにすぎぬであろう。統治様式、もしくは、「支配のしかた」としてのデモクラシーは、服従様式、ないし、「服従のしかた」としてのデモクラシーの存在を前提し、もしくは豫想して、はじめて成り立ちうるのである。もしも、少数治者に對する多数被治者の「服従のしかた」が、無批判・無責任の「追隨」、もしくは「同調」にとどまるばあひ、いいかえれば、封建主義的

ないし絶対主義的服従様式を脱却して、民主主義的服従様式への轉換が遂行されないかぎり、いかに手段、もしくは方法としてのデモクラシーが完備されていようと、その統治は、ひつきようするに、「同調による統治」(Government by Conformity)たることを免れず、到底、「同意による統治」(Government by Consent)——すなわち、デモクラシー——たり得ないのである。つまり、その「支配のしかた」は、本質的に、封建主義支配、ないし絶対主義支配としてとどまらざるを得ず、「自發的服従調達」その他、上述せるごときデモクラシーの本質的機能の達成は、この場合にあつては、全く期待し得ないこととなるのである。

本稿にいわゆる「服従のしかた」とは、もともと、デモクラシーについては、立憲制や「主權在民」等の諸制度および諸理念から成るところの、多數被治者の少數支配制御手段のシステムをもふくめ意味することは前記のとおりであるが、ここにとりわけ問題とするのは、すでに上來の行論からも明らかであるように、多數被治者國民の服従の態度 (attitude) ないし行動様式 (behaviour) である。態度ないし行動様式としての「服従のしかた」に、各種各様の「かた」がありうればこそ、とくに被治者自身の主体的な同意 (consent and assertion) による「自律的服従」を獲得しようとして、「支配のしかたとしてのデモクラシー」、ことに上述の、「少數治者による多數被治者の自發的服従調達手段のシステム」としてのデモクラシーが採用せられ、民意尊重の統治様式が行われることともなるのである。これが、少なくとも、手段ないし方法としてのデモクラシー、および、支配態度としてのデモクラシーが採用される正常な場合である。

わが國の場合には、いわゆる後進國としての事情から、明治における立憲制の採用にせよ、今次戦後のポ宣言受諾にはじまる「民主主義化」にせよ、少數治者グループにとつては、國際政治上の必要に出ずる餘儀なき權宜たる意味をもち、必ずしも多數被治者國民の自發的服従心の喚起と、その調達・動員を通じて、政治權力・國家主權の安

定・強化・擴充に資せんことを企圖したものではなかつたが、かかる場合にせよ、手段としてのデモクラシーの存廢、また、機能としてのデモクラシーの成否が、何よりも一般國民の「服従のしかた」にかかつているという根本的事理に關しては、何らの差別も存しないこと、あらためて説くまでもなく明らかであろう。

これを要するに、本段冒頭のことばのとおり、デモクラシーの要訣は、被治者大衆の「服従のしかた」にあり、そのいかにあるかが、デモクラシーの存廢・成否を決する最主要のモメントである。

- (1) 政治的底邊と頂點、政治的擴大と集中、これらの概念については、丸山教授、明治國家の思想、「日本社會の史的究明」所收、參照。
- (2) 丸山教授、政治學、「社會科學入門」所收、參照。
- (3) e.g., H. J. Laski: *Grammar of Politics*, chap. I. 因みに、この觀念は、左註のJ・ロックの書に由來する。
- (4) この觀念を提起して著名なのは、John Locke (1632-1704) である。かれの著 *Two Treatises of the Civil Government*, esp., the latter, 1690. 參照。
- (5) デモクラシーにおける事實概念としての「主權在民」とは、このような事理を意味するものとして解する以外に、適當な解釋は見出されないようにおもわれる。
- (6) この觀念もまたロックの思想に由來するものである。なお、"Government by Consent" と "Government by Conformity" の對概念を考量基準として、わが國民の政治意識を分析し、測定しようとする着想、——それは、作業要具としては、拙論において次段にみるごとく、服従の行動様式における『同意型』(consent type) と『同調型』(conformity type) の分類・定立として發展せしめられる。——をば、筆者は、恩師、丸山眞男教授の直接の御示唆に負つてゐる。
- (7) 「自律的服従」の概念、およびその意義については、例えば、原田鋼教授、政治學原論(改訂版)、一八二頁以下參照。

本稿の問題意識よりするとき、少數治者、ないし政府ガヴァンメントの統治活動に對する被治者大衆の服従様式は、つぎの二つの「型」に分つて考察することを適當と考える。すなわち、その一は、「同意型」服従——Subordination of “Consent Type”——である。他の一は、「同調型」服従——Subordination of “Conformity Type”——である。前者は、自他の立場や見解の相異を明確にしたうえで、ことばの正しい意味における自他の妥協(compromise)の結果としての決定に、それから生ずべき結果(effect or consequence)に對する自己責任の意識(sense of self-responsibility)をもつてしたがう服従のしかたである。これに對して、後者は、自他の利害關係や意見の相異を明らかにすることなく、結果に對する責任の負擔を回避して、結局は、ヨリ優勢な地歩を占める者の意思に無批判に追隨し、その決定・結末に服してあやしまない事大主義的、事勿れ主義的な服従のしかたをいう。いま、兩者をそれぞれの性格特徴においてとらえ、通俗的用語にうつせば、前者は、つまり、「民主型」服従——Subordination of “Democratic Type”——民主的服従様式であり、後者は、さしあたり、いわば「封建型」服従——Subordination of “Feudal Type”——いわゆる封建的服従のタイプである。したがつてまた、歴史的觀點を加えて、理念的に圖式化していうなら、前者は、支配——統治の近代的様式に對應する服従行動の「近代型」モダンタイプであり、後者は、近代以前の支配様式に對應する服従行動の「前近代型」ア・モダン・タイプである。

しかし、もつとも重要なことは、統治機能(もしくは權力)の「近代化」モダンゼーションを促進するものがここにいう同意型服従にほかならぬということである。すなわち、前段で明らかにされた「國民のための政治」の可及的實現と、「國家主權の安定・強化」の達成というデモクラシーの本質的機能は、ただ、この多數被治者の側における同意型

服従の態度、もしくはは行動様式の存在をまつてはじめて發揮されるのである。前段において、デモクラシーの要訣は、服従のしかたにあると述べたのも、つまりは多數國民の服従のしかたが、前近代的な「同意型」^{コンフオーミテイタイプ}を脱却して、近代的な「同意型」^{コンセンストタイプ}へと高まりうるか否かによつて、デモクラシーの成否・存廢が決められるという、このきわめて單純・平明な事理をいわうとしたにほかならぬ。

しかして、わが國戰後のいわゆる「民主主義化」について、はやくもその後退が論じられる所以も、このこととは無關係ではあり得ぬであらう。すなわち、本稿の問題觀點からするとき、戰後、いちおう、方法もしくは「手段」としてのデモクラシーが——「自發的服従の喚起・調達装置」としても、「少數支配の制御装置」としても——完備せられたにもかかわらず、「デモクラシーの本質的機能」が著しい伸び悩みの状態に停頓し、ついに、その「手段」「装置」としてのデモクラシーまでが、制度においても、思想もしくはシムボルにおいても、動搖・後退せしめられるがごとき兆候を示しはじめた根本の理由は、かつて他の機會にも論じたように、戰後のいわゆる「民主化」が支配關係の基本的變革をとまなうものでなかつたこととならんで、當然に、治者・被治者の双方をふくめて、日本人一般の「パースナリティーの基本型」、ないし「エトス」の變革にいまだみるべき効果を收め得ず、したがつて、多數被治者國民の「服従のしかた」も依然として「同意型」の域を脱せず、「同意型」への轉換が遂行されていない^③という點にもとめられるのである。

かかる事情は、また、わが國における「体制としてのデモクラシー」の未確立を意味することからでもある。なぜなら、制度と、思想および象徴と、エトス、もしくははパースナリティーの基本型との三者のシステムとしての「体制」は、デモクラシーのばあい、本稿の本質論からすれば、前二者をふくめての手段としてのデモクラシーと、多數國民のエトスとしての民主主義、もしくは、その生活のしかたとしての民主主義の特殊化された發現形態たる

「同意型服従」の行動様式と、この二者のいわば有機的結合にほかならず、かかる「デモクラシー体制」の成立に不可欠な「同意型服従」の要素が不足し、かつて「絶対主義体制」の基本要素であつた「同意型服従」がなお根強くかつ廣汎に存続しつつあるということが、わが國戦後の政治社會の不安定と退行の基本原因として認められるからである。

しかも、戦後わが國の「マイノリティ・ルール」の政策的根本線は、すでに辻清明・丸山眞男兩教授等によつて正しく指摘されてあるように、「權力からの民衆疎外」という點に見出されうが、昨今はさらに一步を進めて、「同意型服従の温存と強化」に新たな力點がむけられつつあること、⁽⁵⁾日々の報道によつても明らかに察知しうるところであらう。

およそ、「マイノリティ・ルール」の政策的根本線としての「權力からの民衆疎外」と、「同意型服従の馴致・調達」とは、あらためて説くまでもなく、今次敗戦にいたるまで、いわゆる「外見的立憲制」のもとで、家父長制的絶対主義天皇制官僚により承繼・驅使せられ來つたわが國の傳統的支配_{||}統治原理であり、こんにち、かかる前近代的・非民主的統治原理にたつ少數治者グループの政策ないし政治技術が奏効すれば、「マイノリティ・ルール」に對するデモクラシー本來の制御機能はますます停滞せしめられ、「國民のための政治」のヨリ高度な實現は不可能となり、國家權力の近代的強化・擴充もまた、到底期待し得ないこととなりおわるのである。すなわち、デモクラシーの本質的機能の發現、その高度化が阻止されればされるだけ、それだけ、いわばデモクラシーの畫餅化現象が招來される結果となるのである。

戦後日本のデモクラシーの畫餅化傾向を阻止し、その本質的機能の高度化を達成する根本方策はただひとつ、被治者國民大衆の「服従のしかた」をば、在來の「同コンセンサス・タイプ調タイプ型」から「同意コンセンサス・タイプ型」にまで高めあげ、轉換せしめるこ

と、これである。これなくしては、ついに「体制としてのデモクラシー」は、この國に確立せられあたわぬのである。

しかして、このことは、ひつきよう、國民のペースナリテイ改造の問題であり、ひろき意味における「教育」の課題である。ここに、後進國たる日本において、デモクラシーと教育との密接な關係が、先進國に比していつそう切實に意識されねばならぬ所以がある。わが國政治學界、ならびに教育界の最高重鎮たる南原繁教授が「人間革命」の要を切言し、「國民性の改造」を強調せられ來つたのも、まさしくかかる問題意識の自覺と抱懷があつたればこそであろう。また、終戦當初の國會が、「教育優先」に關する決議を行い、二十二年三月、「教育基本法」の制定に當つては、その前文に、「われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の實現は、根本において、教育の力にまつべきものである。」(傍點筆者)と謳つたのも、それ自体としては全く同様の意味合いと解せられ、本稿の問題視角から論點を限定ていえば、デモクラシーの本質的機能を發揮せしめるためには、デモクラシーの本質的契機たる國民の自主的精神態度の育成・強化、ヨリ本質的には、体制としてのデモクラシーの確立に根本的に不可欠な、國民の「同意型服従」の行動能力の育成・強化をはかる「政治教育」が先務であるというに歸する。

政治が何よりも人間の行動であるかぎり、政治の問題は、ひつきよう、「人間」の問題であり、「精神」の問題である。史的唯物論といえども、正しく理解されるかぎりにおいては、決してこのことを否定するものではない。これはまた、いわゆる「人民民主主義」諸國における「實踐」によつて、もつとも雄辯に證明され來つたところでもある。例えば、ソ同盟や中國をして、こんにちあらしめ得たものは、「根本において、教育の力」であるとみることすら可能である。しかし、本來、社會・文化現象は、マッキイヴァアや、マンハイムが説くような意味あいにおい

て相關的なものであり、その第一義的理山として、何より社會・文化現象が、「人間」なる同一主体の作用たることにもとづくと思はれる。したがつてまた、政治の問題も、單にかざられた「政治教育」と相關するのみにとどまらず、ヨリ一般的に、治者および被治者國民大衆の「もの見かた・考えかた・感じかた・ふるまいかた」の基本的特性、つまり、さきに、「パースナリティーの基本型」とよびなされた民族や階級の性格的特徴の問題と關連し、ここに、道徳や宗教のごとき「文化」の問題につながつてくるのである。南原教授がつとに日本民主化の政治的課題をば、この國における「ルネッサンス」および「リフォーメーション」の問題として、すなわち、「文化革命」、ないし「精神革命」の事業として、いわば世界觀的・エトス的次元においてとらえ、解決の方途を論じておられるのも、ひとえに如上の事由にもとづくものと理解しうるのである。

これは、本稿の問題視角からすれば、ひとくちにいつて、「近代デモクラシーの精神的基礎」の問題であり、ヨリ具体的・限定的には、「同意型服従のエトスの基礎」の問題である。しかし、この問題を放置して、「われらは、平和を維持し、專制と隸従、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しよう」と努めている國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思う」ことは、所詮、はかないのぞみにおわるであらう。なぜなら、こんにちの國際社會においても、名譽ある地位を占めんがためには、デモクラシーの本質的機能を發揮せしめなければならず、そのためには、体制としてのデモクラシーの確立が必要であり、デモクラシーの体制的確立には、何よりも同意型服従のエトスが不可欠の要素をなすからである。かくして、近代デモクラシーの本質に關する本稿の——政策學的——考察は、同意型服従のエトスの基礎、ヨリ一般的には、近代デモクラシーの精神的基礎の問題の考察へとみちびかれる。

- (1) 前段、註(6)にも附記したように、この一對の類型概念は、丸山眞男教授の御示唆にもとづき、筆者によつてはじめてここに作成・使用されるものごとく、如上の概念規定もさし當り本稿の問題考察に役立つかぎりでの暫定的なものである。しかし、

わが國における「デモクラシーの政策學」ともいへべき理論が案出・構成されるばあい、これらは、在來の服従類型の分類法とならんで、むしろそれらに拘らずプラグマティックな有用さを發揮しうるのではなからうか。

- (2) 拙論、戦後日本の政治と教育に關する政治社會學的基本考察、帶廣畜産大學學術研究報告、第一卷第四號、および、所謂「逆コース」現象の理論的考察、昭和二十八年年度日本政治學會秋季研究會研究報告。

- (3) このことは、例えば、既述のごとき「法治主義」のうけとりかたや、政治問題に關する世論調査の試みにおける「D・K・ゲループ」、もしくは「意見なし」の答えの膨大さによつても推測されるが、逆の方向からみれば、長期にわたり政權を擔當し來つた政治家により、國民は現在の政府に信賴していると確信する、という意味のことが、野黨側のはげしい攻撃に對して、しばしば言明せられるのも遺憾の事情を物語る一例であらう。

- (4) 辻清明教授、政治政策の基本線、日本政治學會年報「政治學」一九五三・特集、「戦後日本の政治過程」所收。および、丸山眞男・辻清明・小林直樹・都留重人四氏、民主主義の名におけるファシズム、世界・第九四號。

- (5) 例えば、所謂「教育の政治的中立性維持」論、およびその具体化としての教育二法。但し、斷わるまでもないこととおもわれるが、ここに問題とするのは、かかる政策の政治的意圖ではなしてその政治的効果の點に關してである。すなわち、たとえば如上の議論や立法は、結果的にみて、「同調型服従」の氣風を醸成するうえに効果があるといふのであつて、爲政者の主觀的意圖は問題外である。すべて、政治學的認識がかかる結果、判斷の原理に立つことに關しては、例えば、拙著、政治行動論序説、參照。

- (6) 南原教授、祖國を興すもの、昭和二十四年。人間革命、同年。近くは、民族の獨立と教育、中公公論、昭和二十九年三月號。教育基本法、第八條、參照。

- (7) R. M. McIver: The Elements of Social Science, 1952. 菊地・村川兩氏共譯、第一章第五節、二三頁以下。K. Mannheim: Wissenssoziologie, im Handwörterbuch der Soziologie, herausgegeben von A. Vierkandt, 1931.

- (9) 南原教授、前掲書、なごびに論文。

デモクラシーの本質的機能は、前述のごとく、少数者支配の制御を通じて、国民のための政治を實現し、そのことによつて國家權力に主權の強化と安定をもたらすことであつた。このような機能としてのデモクラシーは、當然に、制度と思想と人間 (Personality) との特殊なシステムを不可缺とし、そこに、体制としてのデモクラシーが概念せられたのであつた。同意型服従のエトス的基礎といい、デモクラシーの精神的基礎というは、この体制としてのデモクラシーにおける人間的契機の問題にほかならず、デモクラシーの成否・存廢が一にかかつてこの點に存するという意味において、またこれをば、デモクラシーの本質的契機の問題とも稱しうるであらう。

戦後、憲法改正の行われるにともない、天皇制と國民主權の問題をめぐつて、宮澤俊義教授との間に繰り返し行われた論争をむすぶにあたり、尾高朝雄教授はつぎのごとく論結せられたが、その趣旨も如上の意味合いにおいて理解せられよう。教授によれば、「國民の主權は、それが單なる『當爲』であり、單なる『建前』たるにとどまつてゐるかぎり、眞の民主主義の實現を意味することはできない。國民主權の場合には、國民の『心構え』のいかんによつては、『當爲』としての主權を單なる當爲のみに終らせないで、これに『事實』の裏づけを興えてゆくことができる。そうして、その結果として、國民のための政治を國民の力によつて築き上げて行く道が開かれる。」(傍點筆者) つまり、教授のいわれる「眞の民主主義の實現」、すなわち、本稿でいうデモクラシーの体制的確立と、その本質的機能の發揮とは、ひつきようするに、多數被治者國民の、「心構え」のいかんによることからであり、とりも直さず、人間 (personality) なし精神 (mentality) のあり方の問題であるというに歸する。同意型服従のエトス的基礎というのも、根本において全人間的な、「もの見かた、考えかた、感じかた」、そして「ふるまいかた」の習慣的特

徴の問題にほかならぬ。

このような意味あいにおいて、デモクラシーの本質の論究には、「人間」もしくは「文化」の根本的なあり方に關する問題の究明を怠ることはできない。しかし、本稿の性質上、ここではとりあえず、問題の所在と性格についていちおうの見透しをつけておくにとどめ、詳論は、これを他の機會にまたねばならぬ⁽³⁾。

既説のごとく、近代デモクラシーは、その本質において、マイノリティ・ルールの制御体制であり、近代民族國家における政治力結集の原理であつた。ここに、政治に特有の力動的・辨證法的性格は明らかであるが、デモクラシーが本來具有するこのような力動的機制の發現を可能ならしめる根本的契機は、多數被治者國民の側における自主的精神態度と自律能力をおいてほかに存しない。語をかえていえば、それは、「同意型服従」をなしうる人格的能力である。もし、多數被治者大衆が、國政のあり方に對して積極的な諾否決定の態度を示さず、少數爲政者のなすところに没批判的に同調し、無關心の追隨をなすにおいては、本來、マイノリティ・ルールの制御手段たる性質を有するデモクラシーの制度も、イデオロギーおよびシムボルも、その制御機能を發揮し得ず、國民のための政治が實現され得ない結果として、全國民的規模における政治力の結集は期しうべくもなく、統治權力の社會心理的基礎も、依然、脆弱かつ不安定なままにとどまるほかはないのである。

しかるに、わが日本國民の大多數、ことにその老壯年層にいちじるしくみとめられる政治心理的特徴は、いわゆる家父長制絶對主義の「臣民」たるにふさわしい性質のごとくであつて、つまるところ、上級權威者に對する恭順の「心がけ」と、自己の意見の決定・表明をさし控えて周圍の大勢に迎合・同調し、事無きを期する底の「心構え」の習性化がもつとも顯著な特色としてみとめられるのである。したがつて、デモクラシーの要諦といわれる「妥協」(compromise)についても、日本人は一般にこれがすこぶる不得手であつて、「十二歳程度の國民」

(マッカーサー元帥證言)とよばれるにふさわしく、そのいわゆる妥協は、じつは語の正當な意味での妥協になつていないこと、他の機會に説いたごとくであり、⁽⁴⁾ひつきよう、國民多數の政治的行動様式が、いまだにふかく傳統的 Patrimonialismus ⁽⁵⁾特有の「同調型服従」のエトスにとらえられてゐることをもの語つてゐるのである。

周知のごとく、ヘーゲルは、精神 (der Geist) をば、「自己自身によつて在るもの」(das Beisichselbstseiende)と規定し、その本性を「自由」(die Freiheit)にもとめたが、⁽⁶⁾自己自身の外なるものによつて制御せられ、支配せられてみずからあやしまないのが、いわゆる「日本精神」の基本的特性とおもわれるほど、國民多數の一般的精神態度 (mental attitude) は、自主・自律性、もしくははいわゆる主体性を缺如してゐるのである。「長いものには巻かれよ」とか、「自然の成行に委ねる」というたぐいの態度や意識、ないし氣風は、日常、隨所に見かけることができよう。わが日本精神のこうしたありようは、戦後、米國の知識人によつて、「情況道徳」とよびなされたというが、けだし評し得て妙といふべきであらう。その直接意味するところは、日本人一般について、確乎不動の「モラル・バックボーン」がなく、情況の變化に應じて、例えば、⁽⁷⁾超國家主義からい、わゆる民主主義へと、容易に、むしろ安易に轉換しうるようなメンタリテイの特異さ、總じて、既成事實に對し、「できてしまったことはしかたがない」として自己本來の立場や意見を拋棄し、抵抗を斷念して新しい事態をば、それがたんに現實であるというただそれだけの理由によつて、無條件にうけいれ、全く新たな前提にたつて行動するという考えかた・ふるまいかたの特異性を指しているのであらうが、さらに立ち入つて考えれば、相手と場所がらの異なるに應じて、例えば、尊大になつたり、卑屈になつたり、あるいは「郷に入つては郷に従え」というふうの行動様式、ないし「パースナリテイの基本型」における「環境への依存」⁽⁸⁾傾向をとらえて言い表わしたものと解することもできよう。個人的自我の自主獨立性がこのように缺如してゐるばあい、さきにも述べたように、例えば、多數決制度 II 「マジヨリテイ・ルール」にし

ても、「マイノリティ・ルール」制御のデモクラティックな機能を發揮し得ず、そこで行われる「妥協」もデモクラシー本来の妥協たり得ないこととなるのは、まことに當然といわねばならぬ。

あらためて説くまでもなく、アメリカ合衆國は、近代デモクラシーがもつとも順調、かつ正常に發達し得た國であるが、それというのも、ピュリタニズムの精神的傳統と、フロンティアの存在という地理的事情とがあいまつて個人的自由・獨立のエトスを強化し、これがアメリカ・デモクラシーの精神的基礎をなし得たがゆえであつた。まことに、個人的自由尊重の精神こそは、デモクラシーの眼目であり、古代ギリシアのポリスにおけるデモクラシーにあつても、——もとより、市民たる限度においてであるが——このことは明らかに認識せられていたのである。しかし、この點に關して特記すべきは、近代デモクラシーにあつては、すでに古典古代のデモクラシーにおいても自覺せられていたところの、「何びともがその欲するままに生活することを妨げられぬ」という意味の個人的自由の原理をば、はるかに深化・徹底せしめて、信仰・學問・思想等の、いわゆる「精神的自由」、ないし「人格的自由」の原理として、思想のうえのみならず、また、制度・習慣のうえでも確立し得たということである。しかして、被治者國民大衆の氣風、もしくはエトスにおいて、かかる人格的自由の自覺と尊重、その確立が行われぬかぎり、近代デモクラシーの体制的確立は不可能であり、その本質的機能の發揮、つまり、その歴史的役割の達成も望まれ得ぬこととなるのである。この意味において、人格的自由の意識こそは、近代デモクラシーの本質的契機であるといふことができよう。

ヨーロッパにおいては、この近代デモクラシーの本質的契機創出の運動は、ほかならぬ「宗教改革」(Reformation)として開始せられ、宗教戦争の血みどろな苦難を通じて遂行されていつた。アメリカ渡航の「ビルグリム・フアーザーズ」は、その苦難のただなから、「信仰の自由」、「良心の自由」をまもりおおすべく新大陸の開拓を志

した人びとであつたことは周知の事實である。そのようなかれらを動かしたものは、もとより、「フリーダム・オブ利己主義のエゴイズム自由」ではなくして、「人格的自由」への冀求であり、きびしい良心への忠實であつた。こうした精神によつてつらぬかれたかれらの生活態度は、また當然に、敬虔にして禁慾的なものでもあつたのである。(11) ドイツ・プロテスタントの大哲、カントによつて、「集合道徳」や、單なる「個人道徳」を超えた「人格性の道徳」が明らかならしめられたのも、このようなクリステントムムの近代的展開にとまらぬ新なエトスの形成過程においてであつた。アメリカにおける市民革命を指導し、こんにち、アメリカ・デモクラシーの父とよばれるトマス・ゼツファースンの最大の功業・遺産は、ほかならぬ「信仰の自由」の制度的・思想的確立であり、ここに、政治権力からの良心の自由が保障せられ、これが根基となつて、他の領域での自由がつきつきと獲得されていつたのであつた。かれ自身の起草にかかる「獨立宣言」にせよ、あるいは、合衆國憲法における「權利章典」の修補事業にせよ、要するにこの基本ラインを踏み越えたものではあり得ない。

個人の良心の權威が確立せられず、したがつて、個人人格の尊嚴が自覺せられぬところに、「政治」というもつとも強力な社會環境の形成活動に對する大衆の「自己決定」(self-determination)の意欲や、「自己責任」(self-responsibility)の意識はうまれ出ようはずはあり得ない。日本人の政治意識における基本的特性ともいうべき「環境への依インペンデンス存」心理は、じつに、良心と理性の未發達にもとづく自律的人格の未成熟を意味するのである。

もとより、このことは、日本國民における道義感の不足とか、わがくに民族文化における倫理性の貧困とかの量の觀點をもつて律せらるべき性質の問題ではない。むしろ、日本人は、もつとも倫理的な國民であるとするに足らぬであろう。問題は、いわば、その質に存する。すなわち、社會的期待(social expectation)の内面化の低位性(12)にもとづき、「日本人の良心」は、他者の思惑(おもむく)を前提として機能し、ひつきよう、社會的期待に忠順であらうとするもの

にほかならず、かかる意味においてまさしく倫理的(16)ではあるが、「環境への依存」を超越しきつた自主・自律性、主体性をば獲得するには至つておらぬのである。したがつて、「日本人の道徳」は、ひらたくいえば、近代的「自律道徳」に對する前近代的「他律道徳」の埒内に停滞し、その「パースナリテイ(16)の基本型」は、「民主主義的パースナリテイ」に對する「權威主義的パースナリテイ」の繫縛を脱し得ず、かくして、「マイノリティ・ルール」に對する「服従のしかた」においても、「同意型」に對する「同調型」に泥まざるを得ぬというわけなのである。

上來、本稿が問題となしきたつたところの、わが國民における「同調型服従」の根因は、ひつきよう、かかる精神的な民族文化のありかたに胚胎している。この點は、アメリカの文化人類學者、R・ベネディクトによる「日本文化の型」の研究(16)において、「罪の文化」に對する「恥の文化」として特質づけられたところでもあるが、要するにこのような「もの見かた・感じかた・ふるまいかた」の民族的共通特徴、もしくは「エトス」なるものは、前近代的共同社會の生活にふさわしいものではあり得ても、近代國家の形成・運用には、きわめて不適當であることについては、もはやあらためて説くまでもなく明らかであろう。かくして、わが國におけるデモクラシーの確立には、「文化革命」、ヨリ端的には、「人間革命」の課題が不可避であり、窮極において、何らかの形における「宗教改革」が必須であることは、如上の考察からみちびかれる當然の歸結であろう。

一切の世俗的權威に對する個人人格の内面的自主・獨立性こそ、近代デモクラシーの「地の塩」であり、これを缺いては、デモクラシーは、その正しい「用」をなしあたわぬという意味において、これこそ近代デモクラシーの本質的契機であり、同意型服従の、エトス(16)的基礎にほかならぬが、かくのごときは、單なる政治的、生活局面においてよく創出・調達せられべきものではなくして、究極において深き宗教的境地における個人の深刻な個性的體驗を通じて生み出されるものと考えられるのである。

かくて、近代デモクラシーの本質的契機は、被治者たる國民各自の胸奥に求められることとなつた。さきに見たように、尾高教授は、「眞の民主主義の實現」を、「國民の『心構え』のいかんによ」るものとされたが、その「心構え」とは、究極においては、ほゞ、上述のごとき性質のことからであり、問題であると解せられるのである。

近代デモクラシーの精神的基礎は、文化史のうえでは、おまかにいつて、「文藝復興」^{ルネッサンス}、「宗教改革」^{リフォーメーション}、および「啓蒙思潮」^{エンライトンメント}によつてきずかれたとみられるのであるが、文藝復興および啓蒙思潮における精神、もしくはエトスは、必ずしも近代特有のものとかぎらず、多分に古代ギリシアあるいはローマの古典文化におけるものと共通の要素を有するがごとくである。ただ、宗教改革のみは、たえて古典古代の知らざりしところであり、これが近代文化ないし近代デモクラシーを特色づけるにいたつた比重は、おそらく他の二者の遠く及ばぬものがあるであらう。このような推測、ならびに、産業革命以來の商品經濟の進展にともなう市民的・社會的自由の擴大も、いわば、その本質的比重においてはこれに及ばぬとの思量から、本稿においては、とくに信仰の自由を中心として、近代デモクラシーにおける個人人格の自律的契機の重要さを強調したしだいである。

この問題については、なお他日に詳論を期しているが、ここでは、すでに十數年前、故三谷隆正教授によつて述べられたきわめて剴切な言葉を引いて、いつそう問題の所在と性格を明らかならしめるたよりとし、ひとまず拙論を結ぶこととしたい。

「人間の人格的個性的價值についての深刻なる意識に至つては、是は基督教出でて始めて與へ得たところのものである。單なる個人主義ならば、基督教を俟つまでもない、ストアにもあらう。エピクロス派にもあらう。支那の古典はそれの各種の類型を擧げ示すであらう。そんなものではない。もつと深い根柢を有する人格意識個性意識である。徹底的に超個人的立脚地に立つ所の個意識である。それは基督教のみの與へ得た所である。而してそ

れが社會の全面に亘り政治的に顯著なる實を結ぶやうになつたのは、第十六世紀の宗教改革以後の事である。文藝復興はそれを齎し得なかつた。宗教改革以後の歐洲に於ける國家乃至法律に關する哲學的反省は、從來のそれと截然區別せられ得るやうな、或る特異なる根本的動向を包藏するやうになつた。その特異なる根本的動向が近世社會と古代社會及び中世社會とのけぢめをなすもの、言ひかへれば近世社會の心髓である。さうしてそれは基督教によつて育成せられたる、敬虔にして深刻なる個性意識である。單なる個人主義や、それから出發した功利的民主主義ではない。功利を絶したる敬虔なる人格主義である。この敬虔なる基督教的人格主義が、近世歐米人の社會觀の底流をなしつつある。其事は終に否定できない。然るに我日本は猶未だ宗教改革を経験せず、唯いささか文藝復興を経験しつつある。日本人は未だに眞に個と其の人格とを敬重する道⁽¹⁾を知らない。」

(1) 當爲としての國民主權に、事實の裏づけを與えてゆく、とは、具体的にはどうことなのか。この點に關する尾高教授の御高見は必ずしも明確ではない。本稿の基本的見解は、おそらく、そのもつとも端的、平明な解答を與えらうである。すなわち、多數被治者國民による少數支配制御機能の高度化ということ、これである。

(2) 尾高教授、事實としての主權と當爲としての主權、國家學雜誌、第六十四卷第四號、二五頁。

(3) この問題に關して、部分的にはあるが、筆者の見解を明らかにした啓蒙的な論稿に、例えば、人間ということばについて、帶廣畜産大學大學界格記念學友會誌、昭和二十五年。日本人の心の習慣について、帶廣畜産大學創立十周年記念誌、昭和二十六年等がある。

(4) 拙稿、政治行動論序説、第三刷、二一五頁。

(5) *Patrimonialismus* の概念については、M. Weber: *Wirtschaft und Gesellschaft*, Kap. VII. *Patrimonialismus*. および石田雄助教授の卓れた論文、わが國における國民教化の一特質、なかんずくその第二節、「家族主義」の系譜、「東洋文化」第十二號所收、參照。

(6) Vgl., G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, od. *Einführung in die Philosophie der Weltgeschichte*.

- (7) 高木八尺博士、米國政治史序説、其他。
- (8) e. g., Vgl., Aristoteles: Politika, V, 1317. b. 山本光雄氏重譯、三三三頁。
- (9) Aristoteles, a. a. O.
- (10) 大塚久雄教授、近代に於ける自由と自由主義、社會思想研究會編、自由主義の現代的課題、所收、六七頁による。
- (11) 大塚教授、同上論文、同上書六一頁以下。および、同教授、近代資本主義の系譜、近代社會と宗教改革、近代化の歴史的起點等の諸著參考。
- (12) 丸山眞男教授、戦後日本のナショナリズムの一般的考察、日本太平洋問題調査會譯編、アジヤの民族主義——ラクノウ會議の成果と課題——、所收、一七二頁參照。
- (13) 福武直・日高六郎兩助教授共著、社會學、五八頁參照。
- (14) ここにいう倫理的の「倫理」の概念については、和辻哲郎博士、人間の學としての倫理學、あるいは、倫理學、上卷、參照。
- (15) この對概念については、例えば、福武・日高兩助教授、前掲書三七頁參照。ただし、日本人の「權威主義的な社會的性格」(同書、五〇頁)については、何より、家父長制的權威主義が注目されねばならぬであろう。その意味で、本段註(5)の論文のほか例えば、福武助教授、日本農村の社會的性格、あるいは、川島武宣教授、日本社會の家族的構成、參照。
- (16) Ruth Benedict: *The Chrysanthemum and the Sword—Patterns of Japanese Culture*, 1946. 長谷川松治氏邦譯。
- (17) 故三谷教授、法律哲學原理、一一頁以下。本引用は、野田良之教授、信仰・教育・學問、國家學會雜誌、第六十卷第十號所收、九八—九九頁による。

(附記) 拙論は、もと、昭和二十四年度文部省科學研究費交付金による各個研究—研究課題、「日本における民主主義と絶對主義」—の一部をなすものであつて、このたび、發表の機會を得たのを幸い、舊稿を補正し、まとめたものである。同交付金規定により、この旨を附記する。